きらら福祉用具事業所 重要事項説明書

【福祉用具貸与•介護予防福祉用具貸与•特定福祉用具販売•特定介護予防福祉用具販売】

1. 事業所の概要

事	業	所	名	きらら福祉用具事業所竿燈通り	
所	在		地	〒010-0921 秋田県秋田市大町一丁目 5-9 朝日プラザ秋田中央 102 号室	
介護保険事業所番号			番号	0570119057	
管	理	者	名	嵯峨 広幸	
連	終	Ž	先	TEL 018-895-7279 • FAX 018-853-5358	
営	営 業 日		В	月曜日から金曜日まで(12月31日から1月3日は除く)	
営	業	時	間	午前8時30分から午後5時30分までとする。	
墨	未	<u>n</u>	旧	但し、上記以外の時間も相談に応じ対応する。	
サービス提供地域				秋田市、由利本荘市、大仙市、潟上市、男鹿市、八郎潟町、五城目町、井川町、三種町、	
リーレク促出地域			美郷町、湯沢市		

2. 事業所の職員体制等

	職 名	,	資 格	常勤	非常勤	業 務 内 容
管	理	者	福祉用具従事者 介護福祉士	1名		管理業務、相談、納品業務
福祉用具専門相談員		談員	福祉用具従事者	2名		相談、納品業務

3. 事業所の設備概要等

相 談 室	1 室
-------	-----

4. サービス内容

- 1)(介護予防)福祉用具貸与:介護保険法令による13種目
- 2) 特定(介護予防)福祉用具販売:介護保険法令による 9 種目他
- 3)住宅改修

5. 利用料金

- 1) 基本料金
- ①(介護予防)福祉用具貸与:介護保険サービスを利用する場合の利用料は、原則として介護保険負担割合証の負担割合に応じた額です。
- ※13 種目の各品目についての利用料金については、ご相談下さい。その際の料金表は、別紙カタログにて説明します。
- ②特定(介護予防)福祉用具販売:介護保険での購入となる場合は、年度額10万円(税込)を限度として、5種目の中から購入いただけます。購入した際の自己負担割は販売価格(税込)の介護保険負担割合証の負担割合に応じた額です。
- ※5 種目その他の各種品目についての利用料金については、ご相談下さい。その際の料金表は、別紙カタログにて説明します。

2) 保険外の料金

介護保険で認定されていない場合、介護保険給付の範囲を超えた場合、介護保険適用外になった場合はレンタル 及び販売料金全額がご利用者負担となります。

- 3) 利用料の算定
- ①レンタル料金の計算方法は、法令に則り、算出します。

事業所は、居宅介護支援(介護予防支援)事業所が作成する提供票に基づき、サービスを実施後、事業者がご利用者にかわり、9割(8割)を保険者へ請求します。また、市町村より介護報酬等の支払いを受けたときは、本来の受領者であるご利用者に対し、代理受領した金額等を書面により通知します。

②貸与期間の料金は以下のとおりとなります。

貸与開始日が開始月の15日以前の場合、月額レンタル料全額 貸与開始日が開始月の16日以降の場合、月額レンタル料半額 貸与期間が1ケ月以内(同月)の場合 月額レンタル料全額 貸与終了日が終了月の15日以前の場合、月額レンタル料半額 貸与終了日が終了月の16日以降の場合、月額レンタル料半額

4) 支払方法

料金は現金支払、銀行振込、各金融機関自動引き落としからお選びください。

6. サービスの利用方法

1) サービスの利用開始

①サービスの利用開始は、契約成立後居宅(介護予防)サービス計画に沿って提供いたします。

居宅(介護予防)サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員等とご相談下さい。居宅(介護予防)サービス計画に沿って、(介護予防)福祉用具個別計画又は特定(介護予防)福祉用具販売計画を作成し、説明します。

サービス提供開始予定日は、年月日からとします。

②納品、搬出日時

納品、搬出の日時については、ご利用者等の指定期日、時間に合わせて行います。納品時には取り扱い説明書を交付し、実際に福祉用具を使用しながら説明を行います。

2) サービスの終了

①ご利用者の都合でサービス利用契約を終了する場合

電話や書面のお申し出により、いつでも契約利用を解除することができます。その場合、ご利用者の今後の健康等の維持を目的に、担当者会議の開催または、訪問等により、状態を把握し、必要に応じ、関係機関と調整を行う等の措置を講じます。

②以下の場合は、双方の通知がなくても自動的に契約を終了し、予約は無効になります。

- ・ご利用者が施設へ入所した場合
- ご利用者が介護保険認定区分の非該当となった場合
- ・ご利用者がお亡くなりになった場合
- ③その他終了

ご利用者は事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、ご利用者やそのご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、文書にて通知する事により、この契約を解除することができます。事業所はご利用者によるサービス利用料金の支払が2ヶ月以上延滞し、相当期間を定めた勧告にもかかわらず支払れない場合、利用者又はその家族が事業所やサービス従事者に対し、この契約を継続し難い著しい背信行為を行った場合には、文書にて通知することにより、この契約を解除することができます。

7. 事業所のサービスの特徴

(1) 運営の方針

「福祉コミュニティの創造」と「生き甲斐の創造」との基本理念に基づいて、暖かい心で満たされ、ご利用者の生き甲斐を尊重し、自尊心を損なうこと無く、明るく健全な生活が営まれるように、良質な介護サービス(心のこもったサービス)を提供いたします。

8. 緊急時の対応

サービス提供中にご利用者の身体状況の変化等緊急事態が発生した場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族および担当介護支援専門員に速やかに連絡をいたします。

9. 秘密保持 • 個人情報保護

事業所および従事者は正当な理由無く、その業務上で知り得たご利用者およびそのご家族の個人情報を他の機関等へ漏らすことはいたしません。(法令を遵守します)また、この秘密保持を行う業務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

サービスを円滑に提供するため、サービス担当者会議等において関係機関等と情報を共有する目的で個人に関する情報が必要となる場合があります。事業所は、あらかじめご利用者から文書で同意を得ない限り、ご利用者およびご家

族の個人除法を他の機関等へ提供しません。

10. 非常災害対策・事故発生時の対応

非常災害(火災、地震等、その他)が発生した場合は、ご利用者の安全な避難等、適切な措置を講じます。事業所がご利用者に対して行うサービスの提供により、事故が発生した場合には、速やかにご利用者のご家族及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事業所がご利用者に対し行ったサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を行います。

11. 相談・苦情対応窓口・苦情解決の手順

【事業所の窓口】	〒010-0921 秋田市大町 1-5-9 朝日プラザ秋田中央 102 号室		
相談•苦情受付窓口 管理者:嵯峨 広幸	TEL:018-895-7279 FAX:018-853-5358		
【事業所の総合窓口】	〒010-0921 秋田市大町 2-5-1 きららアーバンパレス		
相談•苦情解決窓口 施設長:高澤 壽	TEL:018-895-7272 FAX:018-895-7273		
【公的機関の窓口】	〒010-0951 秋田市山王 4-2-3 秋田県市町村会館4階		
秋田県国民健康保険団体連合会	TEL:018-883-1550 FAX:018-883-1551		
【市町村の窓口】			
ご利用者の居宅(住民票の住所)がある市町村の介護保険担当窓口			

苦情や相談があった場合は、ご利用者の状況を詳細に把握するため、必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、ご利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。また、相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じ、関係者へ連絡調整を行うとともに、ご利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。

12, 虐待防止

【事業所の窓口】	〒010-0921 秋田市大町 1-5-9 朝日プラザ秋田中央 102 号室
相談•虐待受付窓口 管理者:嵯峨 広幸	TEL:018-895-7279 FAX:018-853-5358
【事業所の総合窓口】	〒010-0921 秋田市大町 2-5-1 きららアーバンパレス
相談•苦情解決窓口 施設長:高澤 壽	TEL:018-895-7272 FAX:018-895-7273
【公的機関の窓口】	〒010-0951 秋田市山王 1-1-1
秋田市役所または各ご利用者の所在地の市町村	TEL:018-888-5666 FAX:018-888-5667

事業者は、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、成年後見制度の利用支援や前項に定める苦情解決体勢の整備および虐待防止に対する対応等、必要な措置を講じます。

また、虐待に関する相談等があった場合は、ご利用者の状況を詳細に把握するため訪問を実施し、厚生労働省令に則り、チェックリストを実施し、必要に応じて公的機関と連携を取り、虐待の防止及び善処に努めます。虐待が日常的に行われていることが確認できた場合、法令に則り速やかに市町村へ通報します。

13. 当社の概要

法人の名称	株式会社 きららホールディングス
代表者の職・氏名	代表取締役 鈴 木 嘉 彦
本社の所在地・電話番号	秋田県秋田市大町二丁目 5-1
	018-895-7272
定款の事業目的に定める事業	1. 不動産の売買、賃貸、仲介及び土地造成業
	2. 解体業及び産業廃棄物処理業
	3. 土石類の採取、加工及び販売
	4. 漁業、農業、林業、酪農全般及びこれに関する加工品の生産販売
	5. 要介護者、病人及び身体障害者に対する入浴・食事・その他
	日常生活における介護サービスに関する業務
	6. 心身の障害及び高齢により日常生活を営むことに支障が有る人に対する日
	常生活の介護、介助、健康管理を含む生活支援サービス業務
	7. 各資格取得、育成のための研修及び養成に関する事業、社外における講議・
	講演・研修・講座等の企画、運営、実施並びに看護スタッフ・介護スタッフ

の教育業務

- 8. 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業・地域密着型事業・居宅介護支援 事業および介護保険外事業における一切の業務
- 9. サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム事業
- 10. 教育基本法及び児童福祉法に基づく認定こども園、保育所・学童保育運営事業・保育サービス
- 11. 医療福祉用電動ベッド、車いす並びに肌着、ねまき、おむつ等の介護用品の販売、賃貸
- 12. 介護用品及び介護機器の販売
- 13. OA機器及び周辺機器及びコンピュータソフトウエアシステムの企画・開発・製造・賃貸・販売・保守事業
- 14. 情報通信機器及び周辺機器の販売・賃貸・保守事業
- 15. インターネットのショッピングモール、オークションサイトの運営及び各種情報提供事業
- 16. コンピュータシステムの企画・開発・賃貸・販売・保守事業
- 17. マッサージ施術所並びに訪問マッサージ事業
- 18. 職業紹介事業
- 19. 労働者派遣事業
- 20. 建築工事、土木工事、電気工事・その他建設工事全般に関する企画、設計, 監理、販売、施行、請負、保守事業
- 21. 運輸、運送業
- 22. 興業企画、運営
- 23. 輸出入業
- 24. 出版及び広告業
- 25. 県産品の加工、販売業
- 26. 飲食業及び食品宅配事業
- 27. 旅行業
- 28. 動物取扱業
- 29. 美術品購入、販売業
- 30. 復興支援事業
- 31. 関係法令に定める資格取得、更新のための講議、講座、通信教育等の実施 及び教材・図書販売に関する事業
- 32. 古物商
- 33. 理美容業
- 34. 小売業及び移動販売業
- 35. 損害保険の代理業
- 36. 生命保険募集に関する業務
- 37. 前各号に付帯する一切の事業

事業所

ケアセンターきらら

(通所介護事業所・短期入所生活介護事業所)

きららアーバンパレス

(特定適合高専賃事業所・短期入所生活介護事業所・訪問介護事業所・通所介護事業所・保育園事業所・福祉用具貸与事業所・特定福祉用具販売事業所) きらら居宅介護支援事業所(秋田市川元開和町)

個人情報取得及び利用同意書

株式会社 きららホールディングスが運営する下記の事業所<u>(該当・に〇印および短期入所生活介護については該当事業所に〇印)</u>は、サービスを提供するうえで必要な個人に関する情報の取得について、次のように管理し保護に努めて参ります。

- ・通所介護、介護予防通所介護 (ケアセンターきらら)
- ・短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護 (ケアセンターきらら ・ きらら短期入所生活介護事業所竿燈通り)
- ・訪問介護、介護予防訪問介護、居宅介護 (きらら訪問介護事業所竿燈通り)
- ・特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護 (きらら特定施設入居者生活介護事業所竿燈通り)
- ・小規模多機能居宅介護、介護予防小規模多機能居宅介護 (きらら小規模多機能居宅介護事業所竿燈通り)
- ・居宅介護支援事業所 (きらら居宅介護支援事業所)
- 、・ ・ 福祉用具貸与、予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修(きらら福祉用具事業所竿燈通り)

1. 個人情報とは

個人情報とは個人に関する情報であり、氏名、生年月日、電話番号、FAX 番号、電子メールアドレス等個人を識別できる情報を意味します。

2. 個人情報の取得及び利用目的

当社はご利用者並びにご家族から取得した個人情報は、サービスを提供する事業所(以下「事業所」という)が、<u>適切なサービスを提供するため</u>及び<u>ご家族との緊急時の連絡</u>並びに<u>関連機関との連携等のため</u>に使用することを目的とし、それ以外に利用することは一切ありません。

3. 個人情報の管理方法

個人情報は、ペーパーベースの情報については施錠可能な場所に管理し、データベースの情報についてはセキュリティ対策等を十分にして、当社にて厳重に管理いたします。また、従事者が社外に持ち出すことは絶対にいたしません。

4. 個人情報の開示、訂正、削除

当社が保有するご利用者及びご家族の個人情報について、開示を請求することができます。また、開示の結果その個人情報の訂正又は、事実に反する場合の削除を請求することもできます。

5. 個人情報提供についての同意の確認

及びご家族から提供をいただいた個人情報について、別紙同意書の署名欄に署名・押印していただくことで、上記 $1\sim4$ について同意を得たものとします。